

令和2年 5月25日作成  
令和2年 7月10日改訂  
令和2年 12月18日改訂  
令和3年 9月22日改訂  
令和4年 2月 3日改訂  
令和4年 7月19日改訂

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る  
呉市教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、「学校の新しい生活様式」Ver. 8（令和4年4月1日改訂 文部科学省）に基づき、手洗いや咳エチケット、適切なマスクの着用、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するなどの感染症対策を徹底し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保する。
- 2 呉市教育委員会は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、保健所の見解及び感染者が発生した学校の学校医の助言を踏まえて、当該学校の全部又は一部（学級閉鎖又は学年閉鎖）の臨時休業の可否を検討する。なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が呉市保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
- 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

呉市教育委員会